

## 令和7年第6回氷川町議会臨時会会議録（第1号）

令和7年11月12日  
午前10時00分開議  
於 議場

### 1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙について

### 2. 議事日程（第1日目の追加1）

- 追加日程第 1 議席の指定
- 追加日程第 2 会議録署名議員の指名
- 追加日程第 3 会期の決定
- 追加日程第 4 副議長の選挙について
- 追加日程第 5 議席の一部変更について
- 追加日程第 6 常任委員会委員の選任について
- 追加日程第 7 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第 8 議会広報調査特別委員会委員の選任について
- 追加日程第 9 八代生活環境事務組合議會議員の選挙について
- 追加日程第 10 八代広域行政事務組合議會議員の選挙について
- 追加日程第 11 氷川町及び八代市中学校組合議會議員の選挙について
- 追加日程第 12 熊本県後期高齢者医療広域連合議會議員の選挙について
- 追加日程第 13 承認第6号 専決処分の報告及び承認について  
令和7年度氷川町一般会計補正予算（第8号）
- 追加日程第 14 承認第7号 専決処分の報告及び承認について  
氷川町災害による被害者に対する国民健康保険税の減免の特例  
に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 15 承認第8号 専決処分の報告及び承認について  
氷川町介護保険条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 16 承認第9号 専決処分の報告及び承認について  
令和7年8月豪雨災害による被災者に対する町税の減免に関する  
条例の制定
- 追加日程第 17 議案第44号 令和7年度氷川町一般会計補正予算（第9号）について
- 追加日程第 18 議案第45号 令和7年度氷川町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 追加日程第 19 同意第1号 氷川町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第 20 同意第2号 氷川町教育委員会委員の任命について

3. 議事日程（第1日目の追加2）

追加日程第21 同意第3号 氷川町監査委員の選任について

追加日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について

4. 出席議員は次のとおりである（12名）。

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 小佐井めぐみ | 2番  | 陳野智美  |
| 3番  | 飯田健二   | 4番  | 西尾正剛  |
| 5番  | 清田一敏   | 6番  | 長尾憲二郎 |
| 7番  | 上田俊孝   | 8番  | 吉川義雄  |
| 9番  | 片山裕治   | 10番 | 米村洋   |
| 11番 | 木下厚    | 12番 | 三浦賢治  |

5. 欠席議員はなし

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 畑野光昭 書記 三好裕子

7. 説明のため出席した者の職氏名

|         |      |        |      |
|---------|------|--------|------|
| 町長      | 藤本一臣 | 副町長    | 平逸郎  |
| 教育長     | 西村裕  | 総務課長   | 坂本哲也 |
| 企画財政課長  | 國岡信吾 | 税務課長   | 荒平健二 |
| 町民課長    | 西村憲志 | 福祉課長   | 尾崎徹  |
| 農業振興課長  | 陳野国司 | 農地課長   | 坂梨俊弘 |
| 建設下水道課長 | 白丸浩二 | 地域振興課長 | 村上孝治 |
| 会計管理者   | 柿本宏樹 | 学校教育課長 | 増住豪二 |
| 生涯学習課長  | 谷岡賢一 | 代表監査委員 | 島田博行 |

開会 午前10時00分

-----○-----

○議会事務局長（畠野光昭君） おはようございます。

改めまして、皆さまご当選誠におめでとうございます。心からお喜びを申し上げます。

私は、議会事務局長の畠野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

年長の木下厚議員をご紹介いたします。木下厚議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長（木下 厚君） 皆さまおはようございます。

ただいまご紹介頂きました、木下厚でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまから、令和7年第6回冰川町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

町長からご挨拶の申出があります。これを許します。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さまおはようございます。

二十四節気のひとつ、立冬を過ぎまして、暦の上では初冬を迎えております。

日に日に寒さが増しておりますが、議員各位には日々、ご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

本日は、令和7年第6回冰川町議会臨時会を招集をいたしましたところ、皆さま方には、大変お忙しい中にお繰り合わせ、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

皆さま方には、先月19日に執行されました冰川町議会議員選挙におきまして、見事当選の栄に浴されました。心よりお祝いを申し上げます。

特に新人のお2人の女性議員の方々には、新たな視点からのご意見ご提案を頂きたいというふうに存じます。

それぞれの皆さまが、町民の皆さまの期待を背負っての4年間が始まるわけでございまして、その負託に応えていただき、ご活躍を期待をいたしております。

不肖、私も町長選挙におきまして、5期目の当選を果たさせていただきました。

16年前のこの日を思い出しておりまして、この席に立ちまして、足が増えていたことを今思い出しております。

初心を忘れず、町民の皆さまが安心して暮らせ、幸せを実感できるまちづくりに向け、全身全霊を傾注して町政の運営に尽力してまいりますので、さらなるご理解とご支援をよろしくお願いを申し上げます。

皆さま方も私も、町民の皆さまの命と暮らしを守ることが使命でありますので、お互いに大いに議論し、強く連携して、持続可能なより良い冰川町を創生してまいりま

しょう。

氷川町発展に向け、今後とも、職員とともに全身全霊を傾注し、町政の運営に当たってまいりることをお約束し、ご挨拶といたします。お世話になります。

○臨時議長（木下 厚君） 次に、初対面の方もおられると思います。執行部の自己紹介をお願いします。まず、藤本町長からお願いします。

○町長（藤本一臣君） ただいまご挨拶いたしました、町長の藤本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほど申し上げましたとおり、お互にこの氷川町のために、しっかり頑張ってまいりましょう。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（木下 厚君） 次に平副町長、お願いします。

○副町長（平 逸郎君） 皆さん、おはようございます。

副町長を務めております、平でございます。今期で3期12年目に入っております。一生懸命氷川町のために尽力していきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（木下 厚君） 次に西村教育長、お願いします。

○教育長（西村 裕君） 皆さまおはようございます。

教育長の西村であります。教育長になりまして3年目を迎えております。

皆さま方とともに、子どもたち、そして社会教育の充実のために、頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（木下 厚君） 次に、総務課長から順次、各課長お願いします。

○総務課長（坂本哲也君） 皆さま、おはようございます。総務課長を務めております坂本哲也と申します。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○地域振興課長（村上孝治君） 皆さま、おはようございます。宮原振興局にございます、地域振興課長の村上と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○企画財政課長（國岡信吾君） 皆さま、おはようございます。企画財政課長の國岡と申します。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 皆さま、おはようございます。建設下水道課課長をしております、白丸です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○農業振興課長（陳野国司君） 皆さま、おはようございます。農業振興課長を務めております、陳野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○農地課長（坂梨俊弘君） おはようございます。農地課長の坂梨と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○学校教育課長（増住豪二君） おはようございます。学校教育課の増住です。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○生涯学習課長（谷岡賢一君） 皆さん、おはようございます。生涯学習課長の谷岡です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○会計管理者（柿本宏樹君） 皆さま、おはようございます。出納室長の柿本です。会計管理者も兼ねております。今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○税務課長（荒平健二君） 皆さま、おはようございます。税務課長をしております、

荒平と申します。よろしくお願ひいたします。

○町民課長（西村憲志君） 皆さん、おはようございます。町民課長の西村と申します。  
どうぞよろしくお願ひいたします。

○福祉課長（尾崎 徹君） 皆さん、おはようございます。福祉課長の尾崎です。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（木下 厚君） ありがとうございました。

これから、議会構成を行いますので、執行部は退席をお願いします。

[執行部退席]

-----○-----

### 日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（木下 厚君） 日程第1、仮議席の指定を行います。  
仮議席はただいま、着席の議席とします。

-----○-----

### 日程第2、議長の選挙について

○臨時議長（木下 厚君） 日程第2、議長の選挙を行います。  
指名選挙にしますか、どういたしますか、お諮りします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（木下 厚君） 何もないようですね、指名選挙にいたしたいと思います。  
議長の選挙を行います。お諮りします。  
選挙の方法については、自治法第108条第2項の規定によって、指名選挙とし議長が指名することにしたいと思います。

今回の議長と副議長につきましては、議長に三浦賢治君、副議長に木下厚君を指名したいと思います。

任期は申合せにより、2年後の令和9年9月定例会最終日までとし、その後の2年は議長に米村洋君、副議長に片山裕治君としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（木下 厚君） 異議なしと認めます。したがって、議長、副議長の任期は、令和9年9月定例会最終日まで、その後の2年間は議長に米村洋君、副議長に片山裕治君と決定しました。  
お諮りします。ただいま議長が示した、三浦賢治君を議長の当選人として定めるごとにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（木下 厚君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、三浦賢治君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選された、三浦賢治君が議長におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、本席から当選の告知をします。議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。

三浦賢治議長、ご登壇ください。

○議長（三浦賢治君） 皆さん、おはようございます。ただいま、推選により当選させ

ていただきました。ありがとうございました。

これから、開かれた議会を進めていきたいというふうに思っております。町民の声をしっかりと取り入れていきたいと思いますし、また、議会とか、いろいろな時には、皆さんとしっかりと協議をして、納得のいく議会にしていきたいというふうに思いますので、ぜひ協力をお願いしたいと思います。

また、氷川町発展のために、みんなで尽くしていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○臨時議長（木下 厚君） 以上をもちまして、臨時議長としての職務を全部終了することができました。皆さんのご協力、ありがとうございました。

今から、10時20分まで休憩したいと思います。以上です。

-----○-----  
10時14分

10時20分  
-----○-----

○議長（三浦賢治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、日程の追加をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり、日程の追加を決定しました。

-----○-----

### 追加日程第1 議席の指定

○議長（三浦賢治君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり、指定いたします。

-----○-----

### 追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（三浦賢治君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番小佐井めぐみ君、2番陳野智美君を指名いたします。

-----○-----

### 追加日程第3 会期の決定

○議長（三浦賢治君） 追加日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会議は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

-----○-----

#### 追加日程第4 副議長の選挙について

○議長（三浦賢治君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

先ほどお諮りしましたとおり、選挙の方法については、地方自治法118条第2項の規定によって、指名推選にして副議長に木下厚君と決定しました。

よって、木下厚君を副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、指名しました木下厚君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選された木下厚君が議場におられます。

会議規則第33条2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。副議長当選の承認を承諾及び挨拶をお願いいたします。

木下厚副議長、ご登壇ください。

○5番（木下 厚議員） 皆さん、改めておはようございます。

ただいま、副議長に推選頂きました、木下厚でございます。

副議長という立場で、三浦議長を補佐して、議会運営がスムーズにいくように、皆さんのご意見を取り入れて、一生懸命私なりに頑張っていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

-----○-----

#### 追加日程第5 議席の一部変更について

○議長（三浦賢治君） 追加日程第5、議席の一部変更を行います。

議長副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。12番を議長、11番を副議長の議席とします。変更した議席はお手元に配付いたしました、議席表のとおりです。

なお、移動につきましては、臨時議会終了後にお願いいたします。

-----○-----

#### 追加日程第6 常任委員会委員の選任について

○議長（三浦賢治君） 追加日程第6、常任委員会の選任を行います。これから委員名簿を配付いたします。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第8第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することとしておりますが、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。

総務文教常任委員会に三浦賢治君、吉川義雄君、長尾憲二郎君、西尾正剛君、飯田健二君、陳野智美君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。

産業建設厚生常任委員会の委員に米村洋君、上田俊孝君、木下厚君、片山裕治君、清田一敏、小佐井めぐみ君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員はお手元に

配付いたしました、名簿のとおり選任することに決定しました。

ご連絡いたします。

委員会条例第9条第2項の規定によって、常任委員会を開いて正副委員長を互選し、議長までご報告をお願いいたします。

各正副委員長の互選につきましては、委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員が行うことになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、総務文教常任委員会を委員会室で、産業建設厚生常任委員会を監査室で開催してください。

また、併せて議会運営委員会の選定につきましても、よろしくお願ひいたします。  
しばらく休憩をいたします。

-----○-----

10時29分

10時56分

-----○-----

○議長（三浦賢治君） 休憩前に引き続き、議会を開きます。

常任委員会の正副委員長が互選されましたので報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に吉川義雄君、副委員長に飯田健二君、産業建設常任委員会委員長に片山裕治君、副委員長に小佐井めぐみ君をご報告いたします。

-----○-----

#### 追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

○議長（三浦賢治君） 追加日程第7、議会運営委員会の選任を行います。

これから委員会名簿を配布いたします。

お諮りします。議会運営委員会の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することとしておりますが、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名をしたいと思います。

議会運営委員に米村洋君、片山裕治君、上田俊孝君、吉川義雄君、長尾憲二郎君、飯田健二君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員はお手元に配付いたしました、名簿のとおり選任をすることに決定しました。

ご連絡します。

委員会条例第9条第2項の規定によって、議会運営委員会を開いて、正副委員長を互選し、議長まで報告をお願いします。

正副委員長の互選につきましては、委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員が行うことになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

ここで休憩をいたします。

-----○-----

10時59分

11時29分

-----○-----

○議長（三浦賢治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会正副委員長が互選されましたので報告します。

議会運営委員長に上田俊孝君、副委員長に飯田健二君、ご報告を終わります。

-----○-----

### 追加日程第8 議会広報調査特別委員会委員の選任について

○議長（三浦賢治君） 追加日程第8、議会広報調査特別委員会の選任を行います。

これから委員会名簿を配付いたします。

お諮りします。議会広報調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することとしておりますが、お手元に配付しました名簿のとおりでございます。

議会広報委員会委員に片山裕治君、飯田健二君、陳野智美君、小佐井めぐみ君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報特別委員会委員はお手元に配付いたしました、名簿のとおりに選任することに決定しました。

ご連絡いたします。

委員会条例第10条第2項2項の規定によって、議会広報調査特別委員会の委員会を開いて、正副委員長互選し、議長までご報告お願ひします。

正副委員長の互選につきましては、委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員が行うことになっておりますので、よろしくお願ひします。

なお、議会広報特別調査特別委員会を委員会室で開催してください。

しばらく休憩します。

-----○-----

11時31分

11時38分

-----○-----

○議長（三浦賢治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会広報調査特別委員会の正副委員長が互選されましたので報告します。

議会広報調査特別委員会委員長に飯田健二君、副委員長に陳野智美君、報告を終わります。

-----○-----

### 追加日程第9 八代生活環境事務組合議会議員の選挙について

○議長（三浦賢治君） 追加日程第9、八代生活環境事務組合議会議員の選挙を行います。

八代生活環境事務組合議会議員は、八代生活環境事務組合規約第5条第1項の規定により、3名です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選に

したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことになりました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたします。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。八代生活環境事務組合議会議員に米村洋君、片山裕治君、飯田健二君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました、米村洋君、片山裕治君、飯田健二君を八代生活環境事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました米村洋君、片山裕治君、飯田健二君が八代生活環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、八代生活環境事務組合議会議員に当選された米村洋君、片山裕治君、飯田健二君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

-----○-----

#### 追加日程第10 八代広域行政事務組合議会議員の選挙について

○議長（三浦賢治君） 追加日程第10、八代広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。八代広域行政事務組合議会議員には、八代広域行政事務組合規約第5条の1項の規定により2名です。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によつて、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選で行うことになりました。

お諮りします。指名の方法について、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

八代広域行政事務組合議会議員に上田俊孝君、木下厚君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました、上田俊孝君、木下厚君を八代広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました上田俊孝君、木下厚君が、八代広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、八代広域行政事務組合議会議員に当選された上田俊孝君、木下厚君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、本席からの当選の告知をいたします。

-----○-----

### 追加日程第11 氷川町及び八代市中学校組合議会議員の選挙について

○議長（三浦賢治君）追加日程第11、氷川町及び八代市中学校組合議会議員の選挙を行います。氷川町及び八代市中学校組合議会議員には、氷川町及び八代市中学校組合規約第5条第1項の規定により4名です。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によつて、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

氷川町及び八代市中学校組合議会議員に長尾憲二郎君、清田一敏君、陳野智美君、小佐井めぐみ君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました、長尾憲二郎君、清田一敏君、陳野智美君、小佐井めぐみ君を氷川町及び八代市中学校組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました長尾憲二郎君、清田一敏君、陳野智美君、小佐井めぐみ君が、氷川町及び八代市中学校組合議会議員に当選されました。

ただいま、氷川町及び八代市中学校組合議会議員に当選された長尾憲二郎君、清田一敏君、陳野智美君、小佐井めぐみ君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

-----○-----

### 追加日程第12 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（三浦賢治君）追加日程12、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によつて、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことになりました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に西尾正剛君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました、西尾正剛君を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、西尾正剛君が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された、西尾正剛君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

執行部に入場を求めるため、しばらく休憩をいたします。

[執行部入場]

――――――○――――――  
11時48分

11時50分  
――――――○――――――

○議長（三浦賢治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第13 承認第6号 専決処分の報告及び承認について

令和7年度氷川町一般会計補正予算（第8号）

追加日程第14 承認第7号 専決処分の報告及び承認について

氷川町災害による被害者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第15 承認第8号 専決処分の報告及び承認について

氷川町介護保険条例の一部を改正する条例

追加日程第16 承認第9号 専決処分の報告及び承認について

令和7年8月豪雨災害による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定

追加日程第17 議案第44号 令和7年度氷川町一般会計補正予算（第9号）について

追加日程第18 議案第45号 令和7年度氷川町下水道事業会計補正予算（第3号）について

追加日程第19 同意第1号 氷川町教育委員会委員の任命について

追加日程第20 同意第2号 氷川町教育委員会委員の任命について

○議長（三浦賢治君） 追加日程第13、承認第6号、専決処分の報告及び承認についてから追加日程第20、同意第2号、氷川町教育委員会委員の任命についてを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣） 本臨時会に提案をいたしておりますのは、承認4件、令和7年度一般会計並びに特別会計補正予算2件、同意2件でございます。

承認第6号は、専決処分した令和7年度一般会計補正予算第8号について報告し承認を求めるものでございます。

承認第7号から承認第9号は、本年8月の集中豪雨により被災した被災者に対する国民健康保険税、介護保険料及び町税の減免に関し専決処分した条例の一部改正並びに制定について、報告し承認を求めるものであります。

議案第44号は、令和7年度氷川町一般会計補正予算（第9号）でありまして、歳入歳出それぞれ2億9,067万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ102億7,800万3,000円とするものでございます。

歳入の主な項目は、国庫支出金、寄附金、町債で、歳出の主な事業項目は、総務費、農林水産業費、災害復旧費であります。

議案第45号は、令和7年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）でありまして、資本的収入の増額並びに資本的支出の減額を行うものであります。

同意3号並びに同意4号は、氷川町教育委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議を頂き、円満なるご決定を頂きますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（三浦賢治君） これから承認第6号から順次、詳細説明を求めます。

企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 承認第6号、専決処分の報告及び承認についてご説明します。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年10月10日付けで専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し承認を求めるものです。

資料の1ページをご覧ください。

専決第6号、令和7年度氷川町一般会計補正予算第8号になります。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,614万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億8,733万2,000円とするものです。

歳出についてご説明します。7ページをご覧ください。

5款、5項、5目、議会費の補正額14万円は、町議会議員の改選により、期末手当に予算不足が生じるため増額するものです。

15款、民生費、20項、5目、災害救助費、12節、委託料の375万円は、8月豪雨災害に係る災害ボランティアセンター設置運営費において、予算科目の計上誤りのため、18節、負担金及び交付金から予算を組み替えるものです。

20款、衛生費、10項、清掃費、5目、塵芥処理費の補正額6,600万円は、12節、委託料の災害廃棄物収集運搬処理業務において、廃棄物量が想定より増加し

たため、4,200万円を増額するものと、18節、負担金補助及び交付金で、宅地内の土砂等撤去費用に係る償還補助金として、2,400万円を追加計上するものです。

次に、歳入の主なものにつきましてご説明します。

資料は6ページをご覧ください。

65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、15目、衛生費国庫補助金の補正額3,300万円と、85款、繰入金、10項、基金繰入金、5目、財政調整基金繰入金の補正額3,300万円は、災害廃棄物処理業務に係る財源とするものです。

以上が、専決6号の内容になりまして、今回は緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分したものです。

これで、承認第6号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 承認第7号、専決処分の報告及び承認について説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年10月10日付けで専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求めるものです。

1ページをご覧ください。

専決第7号、氷川町災害による被害者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

2ページをご覧ください。

改正内容につきましては、令和7年8月の豪雨による被災者に対する負担軽減のため、国民健康保険税の減免を実施するにあたり、条例の一部を改正するものでございます。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条で、被害の程度をこれまでの全壊、大規模半壊、半壊に加え、中規模半壊と準半壊を追加し、災害名を平成28年熊本地震から、今回の令和7年8月豪雨に改めるものです。

また、第3条では、対象となる被害の程度の半壊以上を準半壊以上と改め、第2号にも減免となる被害の程度に中規模半壊と準半壊を追加するものでございます。

この条例は公布の日から施行し、令和7年8月11日から適用するものです。

被災者の国民健康保険税の減免を実施するにあたり、迅速な対応が必要であるため、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分したものでございます。

これで、承認第7号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎徹君） 承認第8号、専決処分の報告及び承認について説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年10月10日付けで専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し承認を求めるもの

です。

1ページをご覧ください。

専決第8号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

2ページをご覧ください。

改正内容につきましては、令和7年8月豪雨による災害の被害者に対して、保険料の特例減免を行うため、減免の申請期限に特例を設けるよう、条例の一部改正を行つたものでございます。

3ページをご覧ください。

附則に、令和7年8月豪雨による災害の被害者に係る保険料の減免申請の提出期限の特例として、次の1項を追加するもので、15項、令和7年8月号による災害の被害者が、第14条第1項第1号に該当することにより、保険料の減免を受けようとする場合における当該減免申請の提出期限については、同条第2項中、納期限前7日までとあるのは、納期限の7日前の日以後において、町長が別に定める日までと前々月の15日までとあるのは、前々月の15日以後において、町長が別に定める日までと読み替えて、同項の規定を適用するものです。

普通徴収の方は減免申請を納期限の7日前までに、特別徴収の方は減免申請を徴収対象の年金が支給されます、2カ月前の15日までに提出する必要がございます。

今回は災害の発生に起因しておりますことから、改正後の特例条件を適用することで、条例で規定しております、申請期限が終わった後でも、町長が別に定める日までを期限として受け付けることを可能とするものでございます。

また、この町長が別に定める日につきましては、条例の施行規則において、令和8年3月31日までとしております。

この条例は公布の日から施行し、令和7年8月11日から適用するものです。

被災された方々の負担軽減のため、介護保険料の減免を実施するに当たり、迅速な対応が必要であるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分したものでございます。

これで、承認第8号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 税務課長、荒平健二君。

○税務課長（荒平健二君） 承認第9号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しました事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおりご報告し承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。

氷川町専決第9号、令和7年8月豪雨災害による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定の専決処分になります。

主な内容をご説明いたします。次のページをご覧ください。

第1条、この条例の趣旨は、令和7年8月豪雨災害の被災者で、町民税及び固定資産税の納税義務のある者に対する令和7年度分の町民税等の軽減及び免除につい

て定めるものでございます。

続きまして第2条、町民税の減免についてご説明いたします。

災害により、次の区分のいずれかに該当する場合、令和7年度に課する当該年度分の税額のうち、災害を受けた日以降の納期に係る税額について減免または免除するものでございます。

第1項では、災害により、下記の表のとおり死亡等に該当する納税義務者に対して減免または免除するものです。

内容としましては、区分、死亡した時、生活保護法の規定による生活扶助を受けることになった時は10分の10、地方税法第292条第1項第10号の規定による、障害者となった時は10分の9となります。

第2項では、災害を受けた者の住居に係る中、住宅につき受けた損害の程度が準半壊以上の場合、またはその住居に係る住宅の財産の家財につき災害により受けた損害の金額が家財の価格10分の2以上ある場合、前年中の所得金額に応じた軽減及び免除をするものでございます。

主な内容としましては、損害程度が準半壊、半壊及び中規模半壊、または10分の2以上10分の4未満の場合、前年の合計所得500万円以下の場合は2分の1、750万円以下の場合は4分の1、1,000万円以下の場合は8分の4。

大規模半壊または10分の4以上10分の5未満の場合、500万円以下の場合は、4分の3、750万円以下の場合は8分の3、1,000万円以下の場合は16分の3。

全壊または10分の5以上の場合は、500万円以下の方は全部、750万円以下の方は2分の1、1,000万円以下の場合は4分の1となります。

続きまして、第3条、固定資産税の減免について説明いたします。

固定資産税の納税義務者の所有する固定資産につき、災害により損害を受けた納税義務者に対しまして、固定資産土地、家屋住家、家屋非住家、償却資産に応じて固定資産税を減額または免除するものでございます。

まず、土地について説明をいたします。

損害の程度が、被害面積が当該土地の面積の10分の8以上である時の割合は全部、被害面積が当該土地の面積10分の6以上10分の8未満である時は10分の8、被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満である時10分の6、被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満である時は10分の4となります。

家屋の住家につきまして説明をいたします。

損害の程度が、全壊であるときの割合は全部、大規模半壊である時10分の6、中規模半壊である時10分の4、半壊である時10分の4、準半壊である時10分の4、準半壊以上で自ら解体した時全部となります。

家屋の非住家について説明をいたします。

損害の程度が、全壊流出埋没等により、家屋の原型をとどめない時、または復旧不能の時10分の10、主要構造物が著しく損壊損傷し大規模修理を必要とする場合

で、当該家屋の価格の10分の6以上価格を減じた時10分の8、屋根打ち壁外壁、建具等に損傷を受け住居または使用目的を著しく損した場合で、当該価格の価格の10分の4以上10分の6未満の価格を減じた時10分の6、した壁畳等に損傷を受け、居住または使用目的を存じ集修理または取り替えを必要というする場合で、当該価額の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じた時10分の4となります。

最後に償却資産について説明をいたします。

損害の程度が全壊流出埋没等による除却、割合は10分の10、価格の10分の6以上10分の8、価格の10分の4以上10分の6未満の場合が10分の6、価格の10分の2以上10分の4未満の場合は10分の4となります。

続きまして第4条、減免の申請としましては、やむを得ない場合を除き、申請の期限を令和8年3月31日としております。

この条例は、公布の日から施行し、令和7年8月11日から適用するというふうにしております。

本条例は、災害に伴う町税の減免を進める必要があり、町議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年10月10日付け専決処分をしたものでございます。

以上で、承認第9号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 議案第44号、令和7年度氷川町一般会計補正予算（第9号）についてご説明します。

令和7年度氷川町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

資料の1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,067万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億7,800万3,000円とするものです。

また、第2条で地方債の補正を計上しております。

歳出の主なものにつきましてご説明します。資料の10ページをご覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、98目、宮原地区振興基金費の補正額1,000万円は、宮原地区の振興を目的とした一般寄附費について基金へ積み立てるものです。

25款、農林水産業費、5項、農業費、25目、農地費の補正額200万円は、21節、補償補填及び賠償金で、農道馬原1号線道路改良に伴う電柱移設費を計上するものです。

10節、需用費から18節、負担金補助及び交付金までの増減につきましては、災害復旧の早期着手を目的とした現行予算を組み替えるもので、12節、委託料で、農地等災害復旧直営施行委託料に1,000万円、18節、負担金補助及び交付金で、小災害復旧事業補助金として600万円を新たに追加するものです。

11ページをご覧ください。

35款、土木費、10項、道路橋りょう費、20目、橋りょう新設改良費の補正額50万円は、町道八間川東網道17号線、八間川4号橋橋りょう改修工事において、資材高騰により予算不足が生じるため増額するものです。

12ページになります。

50款、災害復旧費、10項、5目、公共土木施設災害復旧費の補正額2億7,800万2,000円は、12節、委託料から、21節、補償補填及び賠償金までの道路及び河川に係る災害復旧費用で、概算による現行予算では、不足するため増額するものです。

次に歳入の主なものにつきましてご説明いたします。資料は7ページをご覧ください。

65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、25目、土木費国庫補助金の補正額4億4,869万4,000円は、橋りょう改修工事に係る道路メンテナンス事業補助金と道路及び河川の災害復旧事業に係る補助金の計上となります。

80款、5項、寄附金、5目、一般寄附金の補正額1,000万円は、寄附金の受入れになります。

85款、繰入金、10項、基金繰入金、5目、財政調整基金繰入金の4億7,300万円の減額につきましては、災害復旧事業に係る国庫補助金や起債の財源確保が見込まれるためのものです。

8ページになります。

99款、5項、町債の補正額合計3億10万円は、説明欄に記載しておりますそれぞれの事業の財源とするものになります。

資料は4ページをご覧ください。第2表、地方債補正になります。

農林水産業債、土木債、災害復旧債の限度額をそれぞれ変更するものです。

これで、議案第44号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 議案第45号、令和7年度氷川町下水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

令和7年度氷川町下水道事業会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。

第2条資本的収入及び支出の補正につきましては、収入に4,106万7,000円を追加し、収入合計2億4,253万9,000円とし、支出に2,151万4,000円を追加し、支出合計4億6,999万8,000円とするものです。

資本的支出についてご説明いたします。

4ページの下段の表をご覧ください。

1款、資本的支出、1項、建設改良費、2目、災害復旧費に2,000万円を計上しています。

これは、8月豪雨で被災した沖塘地区真空ステーションの復旧費が不足するため、

今回増額するものです。

次に、2項、流域下水道建設負担金、1目、流域下水道建設負担金に、151万4,000円を計上しています。

これは、八代北部流域下水道の建設費に係る負担金が不足するため、増額するものです。

次に、資本的収入についてご説明いたします。4ページの上段の表をご覧ください。

1款、資本的収入、1目、企業債、3目、その他企業債に2,382万9,000円を計上しています。

これは、8月豪雨の災害復旧にかかる企業債借入れになります。

また、3項、補助金、2目、国庫負担金に1,723万8,000円を計上しています。

これは、8月号の災害復旧事業に係る国庫負担金になります。

これで、議案第45号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 同意第1号について、ご説明いたします。

次の者を氷川町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、熊本県八代郡氷川町鹿野1277番地2、氏名、森野文湖、生年月日、昭和47年12月8日生まれでございます。

同氏は、令和2年4月から教育委員会委員の職務に精励を頂いており、現在2期目でございます。

教育に対する熱意が強く、温厚で誠実な人柄が示すとおり献身的に職務にご尽力を頂いております。

今後も教育委員としての活躍が期待できますので、再任いたしたく、同意をお願いするものであります。

同意第2号についてご説明いたします。

こちらも教育委員の任命についてでございます。

住所、熊本県八代郡氷川町野津1563番地2、氏名、富田美幸、生年月日、昭和51年8月1日生まれでございます。

同氏は、令和5年10月から教育委員会委員の職務に精励を頂いており、現在1期目でございます。

こちらも教育に対する熱意が強く、温厚で誠実な人柄が示すとおり献身的にその職務にご尽力を頂いております。

今後も教育委員としての活躍が期待できますので、再任いたしたく、同意をお願いするものでございます。

○議長（三浦賢治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

承認第6号について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第6号を採決します。本案は、承認することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、承認6号は承認することに決定しました。

次に、承認第7号について質疑ありませんか。吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 2ページ、同条第2号中の大規模半壊または半壊を、今回は大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊って変わるんですが、これで対象者といいますかは、広がるんでしょうか。それをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（三浦賢治君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） これまでが半壊ということでした。半壊以上ということだったんですけども、今回災害の程度のほうも少し細かく見直しがございまして、今回の準半壊と、あと中規模半壊というのが追加になっております。

今回準半壊を入れたことによりまして、床上浸水も全てこの対象になるということで、条例の改正をしております。以上です。

○議長（三浦賢治君） ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第7号を採決します。本案は、承認することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、承認第7号は承認することに決定しました。

次に、承認8号について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認8号を採決します。本案は、承認することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、承認8号は承認することに決定し

ました。

次に、承認第9号について質疑ありませんか。西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） 町税の減免の件なんですが、8月11日から適用するということなんですけども、このもう適用をするということで新規則でこういった請求があつてると想い、設けていると思うんですが、実際、申請があつてあるかどうか、この点をお尋ねいたします。

ちょっとと今年度限りっていうことですからちょっと厳しいなと思ったんですけども。その点もあわせて質問していいですか。お答えください。

○議長（三浦賢治君） 税務課長、荒平健二君。

○税務課長（荒平健二君） 申請の期間ということで、ただいま令和7年11月4日から12月15日までということで、町民のほうには通知のほうとかをさせていただいております。

現在の申請の状況ですけれども、住民税の減免につきまして12件、資産税の減免の申請につきましては23件の申請があつております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） 固定資産税のほうはどうなんでしょうかね。

○議長（三浦賢治君） 税務課長、荒平健二君。

○税務課長（荒平健二君） 固定資産税につきましては、土地と家屋と償却資産あるんですけれども、その分で23件の申請があつているところです。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） もう一つが今年度限りっていうことで、少し厳しいなと思って、その答弁はどうなんでしょう。

○議長（三浦賢治君） 税務課長、荒平健二君。

○税務課長（荒平健二君） 一応今回の災害につきましては、今年度いっぱいというところで、できるだけ減免の申請につきましては、3月までに受け取って、解決といいますか、減免のほうをしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（三浦賢治君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第9号を採決します。本案は、承認することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、承認第9号は承認することに決定しました。

次に、議案第44号について質疑ありませんか。西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） 10ページをお願いいたします。

この宮原地区振興基金の積立金の1,000万の件なんですが、これは今年9月の議会で基金条例が制定されましたが、どういった、寄附された方の意向がありますか

という点と、そういったご意向がなかったならば、どういった使途を検討されるのか。その2点、お願ひいたします。

○議長（三浦賢治君） 企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 今回補正の1,000万円につきましては、寄附者がお亡くなりになって遺言書のほうで、宮原地区の振興を目的とした活用をお願いしますという遺言書を頂いております。

それにつきましては町のほうも、これから十分検討しまして、宮原地区のほうに寄与できるような使い方を考えていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 11ページ、教育費、事務費で、負担金補助及び交付金で、各種大会出場補助金というのがあります、この内容をもう少し説明をください。

○議長（三浦賢治君） 学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君） 今回ご提案しております補助金ですが、各種大会補助金ということで、今回熊本県の選抜で氷川中学校の野球部の生徒、それから竜北中学校のバレーボール部の生徒が、九州大会以上の大会に出場されますので、宿泊費、交通費などの経費を補助するものでございます。以上になります。

○議長（三浦賢治君） 長尾憲二郎君。

○6番（長尾憲二郎君） 12ページの工事請負費なんですが、そこに2億4,000万の支出がなされています。

これは、豪雨に関しての緊急対策だとは思いますが、多額の金額になっておりまして、工事請負費が7,000万と1億7,000万。

これは、随契でしょうかそれとも指名入札でしょうか、どちらでしょうか。その辺を確認したいと思います。

○議長（三浦賢治君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） ただいまの質問ですが、工事請負費に係るものについては、指名競争入札という形で進めさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（三浦賢治君） ほかにありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第44号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案44号は原案のとおり可決しました。

次に、議案45号について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第45号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立お願ひいたします。

[賛成者起立]

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案45号は原案のとおり可決されました。

次に、同意1号について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意1号を採決します。本件は、同意することに賛成の方は起立お願ひいたします。

[賛成者起立]

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、同意1号については同意することに決定しました。

次に、同意第2号について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意2号を採決します。本件は、同意することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、同意2号は同意することに決定しました。

これで、12時38分まで、暫時休憩いたします。

-----○-----

12時33分

12時38分

-----○-----

○議長（三浦賢治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま、お手元に配付いたしました、追加日程のとおり、日程の追加をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程のとおり、日程の追加を決定しました。

-----○-----

### 追加日程第21 同意第3号 氷川町監査委員の選任について

○議長（三浦賢治君） 追加日程第21、同意第3号、氷川町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、清田一敏君が除斥の対象となりますので、清田一敏君の退場を求めます。

[清田一敏議員退場]

○議長（三浦賢治君） 同意第3号について、提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君）

同意第3号について、ご説明をいたします。

氷川町監査委員の選任についてでございまして、次の者を氷川町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、熊本県八代郡氷川町宮原626番地、氏名、清田一敏、生年月日、昭和24年1月20日生まれでございます。

清田議員につきましては現在3期、今回4期目の議員生活ということでございまして、これまで町の財政等々につきましては精通をされております。

監査委員として適任と思われますので、今回、同意を求めるものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦賢治君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第3号を採決します。本件は、同意することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

清田君の入場を許可します。

[清田一敏議員入場]

○議長（三浦賢治君） 清田一敏君に告知します。

ただいま、監査委員に選任されましたので、本席からお知らせします。

-----○-----

## 追加日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（三浦賢治君） 追加日程第22、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出が提出されております。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これから本日の日程は、全部終了しました。

町長から閉会にあたっての挨拶の申出があります。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 閉会にあたりまして一言御礼を申し上げます。

本臨時会に提案をいたしました議案につきましては、全て承認、可決頂きました、誠にありがとうございました。

また、議会の役職並びに委員会等の構成も決定されたようあります。

新たに就任されました三浦議長様、木下副議長様、各常任委員長様をはじめ、議員各位には、それぞれの職責を果たしていただきますことを期待をいたします。

さて、国においては、高市内閣が本格的な船出をいたしました。

木原官房長官並びに金子国土交通大臣のいわゆる県選出議員お2人が要職に就かれておりまして、大変心強く感じているところであります。

物価高騰あるいは経済対策を含む補正予算の審議が既に今始まっておりまして、その動向に今注視をしているところであります。

我々自治体は、国のいわゆる補助金、交付金等が決定をいたしませんと、なかなか事業が進んでまいりません。

そういう意味では今回の今回の補正予算、いち早く成立をしてさせていただい、私たちにそれぞれ広報頂ければなというふうに思っているところであります。

令和7年度も後半戦に入っております。

今年度予定をいたしました事務事業、これからも年内にしっかりと遂行できるよう、職員一同一丸となってですね、これからも職務に精励をしてまいりたいというふうに思っております。

結びに、これからまた寒さが増してまいります。どうぞご自愛の上、それぞれご活躍を頂きますことをご祈念申し上げまして、御礼の言葉といたします。

○議長（三浦賢治君） 前議長より、ご挨拶の申出があつてありますので許可いたします。米村洋君。

○10番（米村 洋君） 皆さん、こんにちは。

長き6年にわたり、議会一丸となって支えていただいたことにおいて大変感謝申し上げます。

これからは1議員として、藤本行政と徹底してやっていきたいと思っております。そして、執行部の皆さんには、これから余り一般質問しません。藤本行政と、町長と一対一で、やっていきたいというのは私の願いであります。

今度、小佐井議員さんと陳野議員さんが女性の委員さんが誕生されて、大変な得票を取っていただいて、本当に、今からは、氷川町も、議会は女性というものが、議員が必要ということを、町民が選択したかと思います。

今後、お2人の活躍を、大変手助けしながら、願っております。

また議会はですね、今、三浦議長が議長になりました。議会は絶対にもめてはならないというのは私の信念であります。

三浦議長をしっかり支えて、私も議会運営の一員として、携わっていきたいなと思っております。

本当に執行部の皆さんには、いろいろと6年間ありがとうございました。

本当に感謝申し上げます。以上で挨拶を終わります。

○議長（三浦賢治君） これで、会議を閉じます。

令和7年第6回氷川町議会臨時会を閉会いたします。

—————○—————

閉会 午後 1時48分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年12月3日 氷川町議会議長 三浦 賢治

令和7年12月3日 氷川町議会臨時議長 木下 厚

令和7年12月3日 氷川町議會議員 小佐井めぐみ

令和7年12月3日 氷川町議會議員 陳野 智美